

船舶事故調査報告書

平成25年7月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年9月5日（水） 12時15分ごろ
発生場所	福島県会津若松市猪苗代湖西部の外浜沖 会津若松市所在の材木岳四等三角点から真方位079°660m付近 （概位 北緯37°28.6′ 東経140°02.8′）
事故調査の経過	平成24年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ボンズドラゴン、0.2トン 240-61965 福島、東京マイカー販売株式会社 2.85m (Lr) × 1.10m × 0.47m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成21年6月 B 水上オートバイ ^{きずなワン} 絆 I、0.1トン 210-53377 福島、東京マイカー販売株式会社 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、180.00kW、平成20年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 27歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年7月13日 免許証交付日 平成21年7月13日 （平成26年7月12日まで有効） B 船長B 男性 20歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年7月19日 免許証交付日 平成24年7月19日 （平成29年7月18日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A）、軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船首部に凹損及び擦過傷 B 船底部に凹損及び擦過傷、左舷船首部に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗船し、船長Aが座席後部に位置し、同

	<p>乗者Aを座席前部に乗せ、船長Aが同乗者Aの後方から腕を伸ばして中腰の姿勢となり、会津若松市猪苗代湖西部の外浜沖を遊走していた。</p> <p>船長Aは、速力約40km/hで南西進していたが、右に旋回してA船を停止させようと思い、A船の左舷方及び後方を確認せず、スロットルレバーを緩めて右に旋回し、スロットルレバーを戻して船首を東方へ向けて惰力で前進していたところ、船首方のB船を視認したが、何もできず、間もなく、平成24年9月5日12時15分ごろ、外浜沖約200m付近において、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗船し、外浜沖を遊走していたが、A船がB船の右舷船首方を南西進してB船の船首方を通過したのを視認したのち、A船の航走波を乗り越えながら、速力約40km/hで西進した。</p> <p>船長Bは、湖面の航走波を見ながら、同じ針路及び速力で遊走を続けていたところ、船首方のA船を視認して操縦ハンドルを右に切ったものの、B船の左舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突し、B船はA船を乗り切ったのちに停止した。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、衝突によって湖上に投げ出され、船長Aが同乗者AをB船に乗せ、船長Bが外浜の湖岸まで運び、船長Aは、A船に乗って外浜の湖岸に戻った。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、救急車で病院へ搬送され、同乗者Aは、頭がい骨骨折、第2頸椎骨折等を負い、船長Aは、左第5中手骨骨折を負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：湖上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A、同乗者A及び船長Bは、共に救命胴衣を着用しており、アルコール類の摂取はしていなかった。</p> <p>A船は、船首部の左右両舷にバックミラーが設置されていたが、本事故当時の船長Aの操縦姿勢では、バックミラーで後方を確認することができなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、猪苗代湖西部の外浜沖において南西進中、船長Aが、右に旋回してA船を停止する際、左舷方及び後方の見張りを適切に行っていなかったことから、西進していたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、猪苗代湖西部の外浜沖において西進中、船長Bが、A船がB船の右舷船首方を南西進してB船の船首方を通過したのを視認した</p>

	ものの、湖面の航走波を見ながら遊走し、船首方の見張りを適切に行っていないことから、A船がB船の進路に向けて前進していたことに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、猪苗代湖西部の外浜沖において、A船が南西進中、B船が西進中、船長Aが、右に旋回して停止する際、左舷方及び後方の見張りを適切に行わず、また、船長Bが、湖面の航走波を見ながら遊走し、船首方の見張りを適切に行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイで遊走を行う際は、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・水上オートバイで旋回する際は、旋回方向や後方の状況を確認すること。